

関東支部の現状と今後の課題



関東支部支部長 川久保 新一

要 約

日本弁理士会関東支部（以下、「関東支部」という）は、地域知財支援が地域経済再生への重要なテーマであり、地域産業の振興に役立つ知財支援活動を展開するために設立され、本年度、設立から3年目を迎えた。

関東支部のエリアは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県で構成される1都7県である。また、関東支部の主な事業は、関東支部会員の指導・連絡・監督、知的財産権制度・弁理士制度の普及、地域知財活性化事業である。

関東支部が創設されて3年目を迎えた現在、各都県委員会等、地域社会との密着型の組織にしたことによって、今までは本会の会務にほとんど関わりがなかった多くの支部会員が、都県委員会主催の活動に参加されている。地域支援活動等でも、自分と密着した地域内の公的機関等への支援であることから、参加することへの抵抗感が少なく、より多くの会員に対する啓発としての役割も増大している。また、本会では、中央省庁等、全国規模の組織に対応できるが、関東地区の各都県、政令指定都市、また、経済産業省の実働部隊である関東経産局等、本会と関係を持ちたくても持てない状況が、関東支部が創設されたことから問題なく対応できる状況になったことが関東支部創設以来の変化である。また、関東支部の活動を通して、地域の弁理士の認知度が向上したことも、関東支部創設以来の変化である。

目 次

1. はじめに
2. 関東支部の組織
 - (1) 組織の概要
 - (2) 支部役員会
 - (3) 監査役会
 - (4) 委員会組織の大幅な変更
 - (5) 都県委員会
 - (6) 総務委員会
 - (7) 学校教育支援委員会
 - (8) 相談室運営 WG
 - (9) 支部予算
 - (10) 候補者指名委員会
3. 関東支部の活動…関東エリアにおける地域知財支援活動
 - (1) 弁理士の責務としての知財支援活動
 - (2) 支援センターからの事業の移管
 - (3) 都県委員会による積極的な支援活動実績
 - (4) 支援協定
 - (5) 都県、関係諸団体への表敬訪問
 - (6) 常設特許相談室
4. 関東支部の活動…他の活動
 - (1) 本会、他の支部との連携
 - (2) ホームページの開設
 - (3) 関東支部事務局による支援体制
 - (4) 関東支部の宣伝パンフレット
 - (5) 支部だより
 - (6) 弁理士制度 110 周年記念行事に関して
5. 関東支部の活動…関東支部会員へのサービス
 - (1) 義務研修（本年度から導入された継続研修の義務研修）の開催
 - (2) 支部会員相互の交流
 - (3) 関連団体との交流による情報提供
 - (4) 防災研修会（震災時等のリスク管理）
6. 関東支部の今後の課題
 - (1) 支部会員へのサービスの充実
 - (2) 地域知財支援活動の見直し
 - (3) 関東支部室の新設
 - (4) 関東支部の会員への認知度の向上
 - (5) ホームページの充実
 - (6) 新人教育
 - (7) 弁理士少数県へのサポート
 - (8) 将来の支部組織形態

7. まとめ

1. はじめに

日本弁理士会関東支部（以下、「関東支部」という）は、地域知財支援が地域経済再生への重要なテーマであり、地域産業の振興に役立つ知財支援活動を展開するために設立され、本年度、設立から3年目を迎えた。関東支部の主な特徴は、関東支部の地域内に、日本弁理士会（以下、「本会」という）の事務所が設けられていること、会員数が極めて多いことである。本会の事務所が関東支部の地域内に設けられていることから、関東支部の存在意義がどこにあるのかが、関東支部の設立前から幾度となく論議された。

関東支部のエリアは、1都7県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県）である。また、関東支部の主な事業は、関東支部規則（会令第78号）第4条に規定されているように、（関東支部）会員の指導・連絡・監督、本会から委任された事項の実行、本会からの通達内容の会員への徹底、会員の資質の向上、会員の綱紀の保持、会員の意見の本会への連絡、本会への建議、知的財産権制度・弁理士制度の普及、地域知財活性化事業である。

関東支部が創設されて3年目を迎えた現在、各都県委員会等、地域社会との密着型の組織にしたことにより、今までは本会の会務にほとんど関わりがなかった多くの支部会員が、都県委員会主催の活動に参加されている。地域支援活動等でも、自分と密着した地域内の公的機関等への支援であることから、参加することへの抵抗感が少なく、より多くの会員に対する啓発としての役割も増大している。

また、本会では、中央省庁等、全国規模の組織に対応できるが、関東地区の各都県、政令指定都市、また、経済産業省の実働部隊である関東経産局等、本会と関係を持ちたくても持てない状況が、関東支部が創設されたことから問題なく対応できる状況になったことが関東支部創設以来の変化である。また、関東支部の活動を通して、地域の弁理士の認知度が向上したことも、関東支部創設以来の変化である。

一方、平成20年9月末現在、日本弁理士会の全体の会員数約7,800人のうちで、関東支部の会員数は、その7割の約5,400人である。このような大所帯をどのように切り盛りすることが最も適切な組織、活動であるかが大きな課題である。

これらの点を含めて、関東支部の現状を報告するとともに、今後の課題について記載する。

2. 関東支部の組織

(1) 組織の概要

<平成20年度 日本弁理士会関東支部の委員会組織>



組織図

本年度の関東支部の組織は、支部役員会と各委員会と監査役会とによって構成されている。役員会は、支部長と、20人の副支部長と、28人の幹事と、3人の監査役とによって構成されている。委員会は、11あり、ワーキンググループが1つ設けられている。役員が合計52人、委員会委員が204人の陣容である。

(2) 支部役員会



正副支部長



支部長・幹事

支部役員会は、毎月第1木曜日に定例開催されている。ここでは、関東支部における各事業の検討、承認、主要な活動の報告、問題点、課題についての議論等が行われ、関東支部としての最終的な結論を出す。月1回の開催であり、議事、報告事項を含めて30以上の案件がある場合があり、審議時間が不足気味であることもあるが、役員の皆様の協力もあって、何とか切り抜けている。

初年度、正副支部長会議が毎月開催されていたが、支部役員会（正副支部長、幹事が参加）と審議内容がほとんど同じであり、重複を除く意味から、正副支部長会議は、必要に応じて開催されることになった。

(3) 監査役会

監査役会は、3ヶ月毎に開催されている。ここでは、関東支部の会務及び会計の事務の執行及び財務を監査する。

(4) 委員会組織の大幅な変更

今年度、関東支部の組織を大幅に変更した。

昨年度までは、地域知財対応委員会、支部会員対応委員会、候補者指名委員会が設けられ、地域知財対応委員会には、第1部会（東京都担当）、第2部会（神奈川県担当）、第3部会（その他の6県担当）、広報部会、学校教育支援部会が含まれていた。

本年度は、支部会員対応委員会、地域知財対応委員会を廃止し、8つの都県委員会（東京委員会、神奈川県委員会、千葉委員会、埼玉委員会、茨城委員会、群馬委員会、栃木委員会、山梨委員会）、総務委員会、相談室運営ワーキンググループ（WG）を新設し、学校教育支援部会を学校教育支援委員会に昇格させた。

都県委員会は、各都県の議題を個別かつ集中的に審議し、活発に活動できる基盤を作るためであり、総務委員会は関東支部のシンクタンクを目指している。

(5) 都県委員会

関東支部の設立当初、活動はそれほど多くはないであろうとの予測で、6県（千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県）をまとめて1つの組織（第3部会）で活動していたが、設立後2年間を経過すると、各県における活動内容、県内の事情がかなり異なることが分かり、県同士で地理的に離れていることによる不具合が顕在化し、各県で独自に活動することが望ましいとの意見が多くなり、1都7県のそれぞれについて独自の委員会を立ち上げた。

つまり、昨年度までの地域知財対応委員会の第1部会を東京委員会に改名、昇格し、同第2部会を神奈川県委員会に改名、昇格し、同第3部会を千葉委員会、埼玉委員会、茨城委員会、群馬委員会、栃木委員会、山梨委員会に分割、昇格した。中には、その県に在勤の会員数が10人に満たない委員会があり、そもそも委員会活動ができるのかとの意見もあったが、地元会員からは、会員が少なくても、自県で委員会を運営してみたいのご意見を頂き、実行に移した。都県委員会は、当初、支援活動の県毎の拠点であると考えていたが、支部会員へのサービスの充実の拠点としても機能しつつある。

(6) 総務委員会

各規則の検討は、昨年までの支部会員対応委員会が行っていた。この各規則の検討を含め、新たに、中長期的な課題の抽出、その対応の仕方等、関東支部におけるシンクタンク的な存在として総務委員会を立ち上げた。関東支部における新規活動の種を発見し、その芽を育て、苗木を該当委員会に送り出す。また、防

災研修会、地域知財支援活動における支援員の研修について検討している。つまり、総務委員会において、当面の問題、将来を見据えた動向を検討する。

上記支援員研修は、2年前に、本会知的財産支援センター（以下、「支援センター」という）と関東支部との共催で開催され、特に新人弁理士の興味が高く、その後の開催が望まれている。今後は、関東支部が主催となり、本会支援センターと協議し、再び開催することを検討している。

(7) 学校教育支援委員会

本会の支援センターに含まれていた寸劇チーム（学校教育支援部会）を、昨年度、関東支部が全面的に受け入れた。このチームが昇格した学校教育支援委員会は、小中高校等の学校教育における知財教育を支援する委員会である。知財教育は、なるべく年の若いうちにかつ分かり易く実行する必要がある、それも統一した内容で実行する必要があるとの考え方から、統一教材（台本）を作り、これをパワーポイント化し、現在では、本会全体で8本程度の教材（パワーポイント）が作られた。その教材は、次のようなものであり、特実、著作権の各編があり、弁理士が役者になって行なう寸劇や、アニメ編等、バラエティーに富んでいる。

小学校低学年向け…「はつめいってなあに」

小学校高学年向け…「君も今日からエジソン」, 「工作授業」, 「パン職人レオ君物語」, 「電子紙芝居著作権編」

中学生向け…「特許制度のしくみ」, 「弁理士田島小五郎物語」

高校生向け…「おにぎりパックの特許出願と特許侵害」。

この寸劇を演じるために、また、パワーポイントを使って外部で講義等するために、小中高支援員研修が行われた。教材が一人歩きすることによって社会で誤解が生じる要素を少なくするために、原則として小中高支援員研修を受講した会員のみが外部で教材を使用することができるようにした。

行政、関連団体に挨拶に行くと、学校教育支援活動への感心が高いことを実感する。また、平成19年10月に群馬県で中小企業の経営者向けに知財研修を行なって寸劇を実演し、半年程前にこれを撮影したものがDVD化され、生公演を収録したので迫力がある。このときに、教材の1つであるアニメを上映したが、出席者が身を乗り出して見ていたのが印象的であっ

た。アニメであっても、中味がしっかりしているので、大人にとっても見ごたえがあり、また、絵がとてもきれいであり、小中学生でも良く見てくれるように思う。

(8) 相談室運営 WG

相談室運営 WG では、発明相談におけるトラブルの発生を未然に防止するために、また、発明相談の経験の少ない会員が発明相談をスムーズに進めることができるように、現在、支部独自の発明相談マニュアルの作成を行なっている。

(9) 支部予算

約3,000万円が計上されている。規定によれば、支部会員の会費(1人当たり、年間24万円)の上限2割が、支部費として認められる。しかし、支部としての実績がまだまだ少ない状態では、そんな膨大な予算を消化することができない。

知財支援に関しては、受益者負担を原則とし、セミナー、発明相談会において、その会場費、案内パンフレット作成費、講師料等を、支援要請元でお支払い頂くようお願いしている。講師料は、発明相談等については、原則2万円/人であり、支援要請元で本年度予算が少ないか、無い場合には、次年度以降予算化して頂くようお願いしている。

都県委員会を新設したことによる委員会活動の活性化、地元での委員会開催による会場費等が増加し、会員相互の交流を積極的に行い、支部独自で行なう研修会等、会員へのサービスの充実に予算が当てられている。

(10) 候補者指名委員会

次年度の支部長、副支部長、幹事、監査役についてその候補者を推薦するために、候補者指名委員会が審議する。夏から3ヶ月間程度、審議し、役員候補者を決定する。関東支部における経験、本会での経験、実績等を勘案して、役員候補者を指名する。また、会派の協力を得て有能な候補者を指名する。そして、支部役員会で承認された後に、臨時支部総会で次年度役員が決定される。

幹事候補者を指名するに際して、本年度も公募している。委員会委員の候補者を指名する際も公募している。幹事候補者、委員会委員の公募に対する応募者は会務への参画意欲が強いと判断し、積極的に指名対象としている。

3. 関東支部の活動…関東エリアにおける地域知財支援活動

(1) 弁理士の責務としての知財支援活動

関東支部が設立される前は、関東地区には多くの弁理士が活動し、各弁理士が日常業務を通じて、地域知財支援活動を行っており、地域知財支援活動をするために関東支部を設立する必要性に乏しく、現状で充分であるとの意見が少なからずあった。しかし、関東支部が生まれ、各委員会を通じて知財支援活動を始めると、種々の団体から知財支援要請を受け、潜在的な支援要請が関東地区には多く存在していることを実感している。知財支援要請が増加している理由は、本会に支援要請するよりも関東支部に要請することに気安さがあり、敷居が低くなった点、支援要請に応じることができる人材が関東支部には豊富である点、関東支部が組織として知財支援を行ない、責任ある支援を行なっている点、また、関東支部はあらゆる分野における知財支援活動に応じることができる点である。

弁理士は、国家資格であり、これに守られて仕事ができる。したがって、弁理士の特技を生かした社会貢献をすることは、弁理士の責務である。弁理士の特技は、知的財産制度の昂揚普及である。また、関東支部は、公的な組織であり、支援活動の対象は、都県、市、学校等の公的機関またはそれに準じる組織に限ることが適切である。

(2) 支援センターからの事業の移管

全国支部化が実現するまで、つまり、3年前までは、地域知財支援活動は、近畿支部、東海支部における活動を除いては、本会の支援センターが全面的に実行していた。全国支部化が実現した後は、各地域における知財支援活動が、各支部に移管された。関東地区については、関東支部が実行することになった。

関東支部設立当初は、支援活動の実績が関東支部としては皆無であったので、支援センターのノウハウを頂き、見よう見まねで活動していたが、3年目となると、いままでの経験を生かし、かなりの程度まで自分で支援活動ができるようになっていく。

(3) 都県委員会による積極的な支援活動実績

関東支部創立年度における支援活動は、約60回であり、創立2年目（昨年度）における支援活動は、約150回である。ところで、昨年度における本会全体の支援活動は約1,000回であった。これを47都道府県で割ると、平均的には約20回/県であり、関東支部は、

1都7県であるので、約160回/年が全国レベルである。昨年度の関東支部における支援活動150回は、単純計算では、支部創立2年で、支援活動の回数が全国レベルに到達したことになる。

支援内容は様々であるが、主なものとしては、セミナー、講演会、パネルディスカッション、各種イベントの開催、それらへの講師派遣、発明相談である。



各都県委員会での支援活動

都県委員会による本年度の支援活動の主な実績（ブース出展、相談コーナー）等は、下記の通りである。なお、下記以外に、弁理士会館における常設特許相談、知財駆け込み寺連携事業「知的財産相談会」等の相談会や、知財駆け込み寺連携事業「セミナー」、関東経済産業局主催の「大学等研究者対象セミナー事業」等への講師派遣の実績がある。

平成 20 年度各都県委員会による支援企画の一覧

●ブース出展, 相談コーナー

委員会名	企画名	開催日
神奈川委員会	(財) 神奈川産業振興センター, 神奈川県, 川崎市主催「テクノトランスファー in かわさき 2008 - 第 21 回先端技術見本市 -」 ・会場: かながわサイエンスパーク (KSP) * 「出展者セミナー」も実施	平成 20 年 7 月 9 日 ~ 11 日
茨城委員会	いばらき産業大県フェア 2008 実行委員会主催「いばらき産業大県フェア 2008」 ・会場: 東京ビッグサイト	平成 20 年 7 月 30 日 ~ 31 日
東京委員会	特許庁, 関東経済産業局, 広域関東圏知的財産戦略本部主催「パテントソリューションフェア 2008」 ・会場: 東京ビッグサイト	平成 20 年 10 月 1 日 ~ 3 日
神奈川委員会 (企画中)	(財) 神奈川産業振興センター, (社) 横浜市工業会連合会, 神奈川県, 横浜市主催「テクニカルショウヨコハマ 2009 (第 30 回工業技術見本市)」 ・会場: パシフィコ横浜 * 「知的財産権シンポジウム」も実施	平成 21 年 2 月 4 日 ~ 6 日

●イベント開催

委員会名	企画名	開催日
学校教育支援委員会	本会主催「2008 「弁理士の日」 記念フェスティバル」 ・「電子紙芝居」を上演 ・会場: 科学技術館	平成 20 年 7 月 6 日
神奈川委員会	(財) 神奈川産業振興センター, 神奈川県, 川崎市主催「テクノトランスファー in かわさき 2008 - 第 21 回先端技術見本市 -」 出展者セミナー ・会場: パシフィコ横浜	平成 20 年 7 月 9 日
東京委員会	総務省関東総合通信局, 日本弁理士会 (企画実行関東支部), 東京都, (財) 東京都中小企業振興公社 (東京都知的財産総合センター), 独立行政法人情報通信研究機構主催「平成 20 年度 ICT ベンチャー知的財産戦略セミナー 2008 (東京)」 ・会場: 東京都中小企業振興公社	平成 20 年 9 月 11 日 平成 20 年 9 月 25 日 平成 20 年 10 月 9 日 平成 20 年 10 月 23 日
東京委員会	東京の 10 士業主催「第 14 回東京の 10 士業暮らしと事業のよろず相談会」 ・会場: 弁護士会館	平成 20 年 10 月 4 日
山梨委員会	山梨県九士業会協議会主催「第 6 回山梨の 9 士業による無料なんでも合同相談会」 ・会場: 甲府市総合市民会館	平成 20 年 11 月 22 日
山梨委員会 (企画中)	山梨県, 山梨大学主催「山梨産学官連携シンポジウム」 ・会場: 調整中	平成 21 年 1 月 27 日
神奈川委員会 (企画中)	神奈川県, 関東支部主催「知的財産権シンポジウム」 ・講演及びパネルディスカッション ・会場: パシフィコ横浜	平成 21 年 2 月 6 日

①東京委員会の活動概要

東京委員会は, 吉田芳春委員長を始め, 35 人の委員で構成されている。

東京ビッグサイトで開催された「パテントソリューションフェア 2008」では, 関東支部の PR のため, ブース出展を行なった。また, 関東経済産業局の要請で, 相談コーナーに相談員を派遣した。「平成 20 年度 ICT ベンチャー知的財産戦略セミナー 2008 (東京)」は,

著作権の実務をテーマに実践的な講義内容で 4 日間開催され, 約 60 人の参加者が熱心に受講した。「第 14 回東京の 10 士業暮らしと事業のよろず相談会」は, 他士業と連携して一般の方の相談に応じる相談会で, 毎年参加している。

②神奈川委員会の活動概要

神奈川委員会は, 神原貞昭委員長を始め, 29 人の委員で構成されている。

かながわサイエンスパーク (KSP) で開催された「テクノトランスファー in かわさき 2008 - 第 21 回先端技術見本市 -」では、出展者セミナーも実施した。パシフィコ横浜において「知的財産権シンポジウム」での講演及びパネルディスカッションが企画されている。

③千葉委員会の活動概要

千葉委員会は、小林英一委員長を始め、21人の委員で構成されている。

④埼玉委員会の活動概要

埼玉委員会は、佐原雅史委員長を始め、14人の委員で構成されている。

⑤茨城委員会の活動概要

茨城委員会は、高田幸彦委員長を始め、8人の委員で構成されている。

東京ビックサイトで行なわれた「いばらき産業大県フェア 2008」には、今年度初めてブースの出展を行なった。支部の活動のPRをするとともに、来場者から知的財産に関する相談を受け付け、非常に好評であった。

⑥群馬委員会の活動概要

群馬委員会は、松下浩二郎委員長を始め、10人の委員で構成されている。

群馬県内における外部からの講師・相談員派遣依頼に迅速に対応するとともに、県内在勤・出身会員の交流会や研修会を今年度2回開催し、支部会員に対するサービスにも力を入れた。

⑦栃木委員会の活動概要

栃木委員会は、平山俊夫委員長を始め、7人の委員で構成されている。

栃木県との間で締結されている支援協定に基づいて、数々の支援活動を遂行している。

⑧山梨委員会の活動概要

山梨委員会は、田中正男委員長を始め、8人の委員で構成されている。

甲府市総合市民会館で「第6回山梨の9士業による無料なんでも合同相談会」が開催された。また、共催として「第3回山梨産学官連携シンポジウム」が企画されている。

⑨学校教育支援委員会

学校教育支援委員会は、藤沢昭太郎委員長を始め、26人の委員で構成されている。

科学技術館で開催された「2008「弁理士の日」記念フェスティバル」において「電子紙芝居」を上演した。



学校での支援風景

(4) 支援協定

栃木県と本会とが支援協定を締結し、その覚書を関東支部長と栃木県担当者とが締結している。栃木県との支援協定の3年間の終了し、本年度、支援協定を新たに締結した。年度当初に、栃木県の担当者や栃木委員会の担当者などが、年間計画を立て、数回/年のセミナーを関東支部が共催し、講師を派遣し、これらを着実に実行している。たとえば、「知的財産実務セミナー初級(7月24日、7月25日実施)」、「知的財産実務セミナー中級Ⅰ(10月3日実施)」、「知的財産実務セミナー中級Ⅱ(10月24日実施)」を、栃木県の要請で関東支部が共催した。また、「知的財産管理入門講座5回コース」を、発明協会栃木県支部への協力というかたちで実施した。

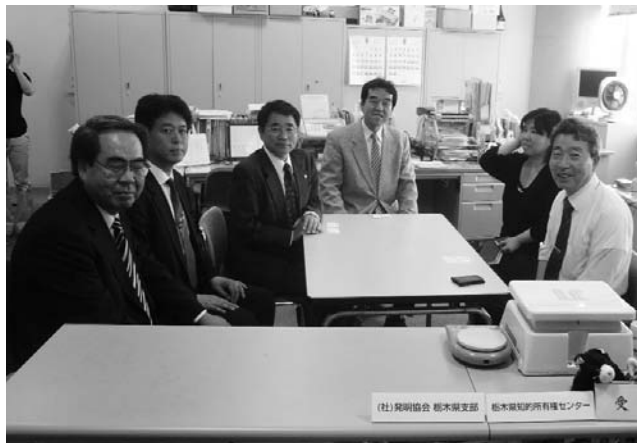
川崎市と本会との間で一昨年、知財支援協定が締結され、本会としては、市との支援協定は川崎市が初めてである。

東京都とは、昨年度、弁理士マッチング支援システムに特化した知財支援協定が締結されている。このシステムは、中小企業と弁理士との出会いの場を提供するものであり、協力する弁理士が予め東京都知的財産総合センターに登録し、弁理士を探している中小企業があれば、その案件について業務受託を希望した弁理士の情報を中小企業に提供するシステムである。その中でどの弁理士を選定するかは企業の判断であり、その後は当事者間で交渉が行なわれる。弁理士紹介システムとしては画期的な企画であり、さらなる活用が望まれている。

(5) 都県、関係諸団体への表敬訪問

本年5月、6月に集中的に、各都県、関係団体に表敬訪問を行なった。支部長、担当副支部長、都県委員

会の正副委員長、事務局員の数名で訪問した。その際、関東支部をアピールするとともに、関東支部が地域知財支援活動に熱心であることを伝えた。都県の商工労働部、教育機関等の自治体関係機関、発明協会の各支部、商工会、商工会議所等の知財関係諸団体を訪問した。これによって、これらの諸団体とのパイプがより太くなった。



栃木県への表敬訪問

(6) 常設特許相談室

関東支部の設立に伴い、本会の支援センターが行っていた弁理士会館での常設特許相談室の事業が関東支部に移管された。

関東支部の常設特許相談室の相談員として、約260人の相談員が関東支部に登録され、平日の午前、午後、弁理士会館で無料特許相談が開催されている。1人の相談員に、3ヶ月に1回程度、相談の順番が回ってくる。相談員としての条件は、登録後3年以上、70歳未満であり、相談員に不足が生じた場合、随時公募によって補充している。特許、実用新案、意匠、商標、外国出願、著作権、契約、特定不正競争等について、無料で相談に乗り、相談時間は1回30分以内である。

相談員の質を維持するために、相談員研修会が開催されている。

4. 関東支部の活動…他の活動

(1) 本会、他の支部との連携

関東支部が本会の下部組織であることから、本会との連携が必要であり、担当副会長、担当執行理事との意思の疎通も必要であるので、2～3ヶ月毎に支部長会議が開催され、これに参加し、他の8支部との間で情報交換を行なっている。担当副会長、担当執行理事

との間では、必要に応じて頻りに意見交換を行なっている。

(2) ホームページの開設



ホームページの一部

関東支部の活動を外部に知らせ、また会員相互で情報交換する手段として、関東支部のホームページを昨年度開設し、その運営を行なっている。本会のホームページから関東支部のホームページへ簡単にジャンプできるようになり、使い勝手が向上した。このホームページが、従来の紙による支部だよりの機能を果たしている。

(3) 関東支部事務局による支援体制

関東支部の事務局員は4人であり、そのうちの1人は全支部を担当する支部課の課長が兼任している。創設3年目を迎え、関東支部事務局は、支部運営サポートのノウハウがだいぶ蓄積され、支部活動が円滑に行なわれている。支援活動、会員サービスの充実に伴い、事務局員の繁忙性が高くなり、若干名の増員を要請している。

(4) 関東支部の宣伝パンフレット

関東支部を簡単に紹介するパンフレット「そうだ。弁理士に聞いてみよう！」が支部設立年度に完成し、その後にバージョンアップした。このパンフレットは、A4サイズ裏表カラー印刷を三つ折りにしたものであり、関東支部の活動の概略、弁理士の概略説明、都県別の弁理士数、セミナー・講演会・相談会への弁理士派遣の案内、弁理士劇団出張の案内、弁理士会館のMAP等がコンパクトに記載されている。関東支部を説明するには最適のパンフレットであり、表敬訪問時、各イベント会場等で配布している。



関東支部の宣伝パンフレット

(5) 支部だより

「関東支部だより」として、平成 18 年度に 1 回、平成 19 年度に 1 回、関東支部の組織、活動内容等を記載した冊子を発行した。しかし、今年度は、ホームページが開設され、紙の支部だよりから、電子媒体に移行した。

(6) 弁理士制度 110 周年記念行事に関して

弁理士制度 110 周年記念行事に、関東支部として企画することがあるかどうかを問われ、最初は、関東支部として何かやった方がよいとの意見があったが、都県委員会に打診したところ、積極的な回答は無かった。110 周年を契機に、都県で、地元との行政とともに何か企画することは、地元とのパイプがより太くなり、弁理士制度、関東支部、弁理士の知名度向上に役立つ筈であるが、関東支部独自の企画を出すまでの盛り上がりはまだ無い。支部として未成熟の状態であるのが現状である。

5. 関東支部の活動…関東支部会員へのサービス

本年度の各都県委員会による会員サービスの概要は、次の通りである。

平成 20 年度各都県委員会による会員サービスの一覧

●研修会、交流会（対象：支部会員）

委員会名	企画名	開催日
神奈川県委員会	「神奈川県内在勤の弁理士の相互交流を図る会」 ・会 場：横浜エクセルホテル東急	平成 20 年 2 月 1 日
千葉委員会	「千葉県内在勤の弁理士の相互交流を図る会」 ・会 場：船橋グランドホテル	平成 20 年 4 月 25 日
茨城委員会	1. 茨城県内在勤弁理士の意見交換会 ・会 場：つくば国際会議場 2. 茨城県内在勤弁理士の懇親会	平成 20 年 5 月 15 日
山梨委員会	「山梨県内在勤の弁理士の相互交流を図る会」 ・会 場：ベルクラシック甲府	平成 20 年 5 月 30 日
埼玉委員会	「埼玉県内在勤の弁理士の相互交流を図る会」 ・会 場：ラフレさいたま	平成 20 年 6 月 27 日
群馬委員会	1. 研修会「群馬県内における地域団体商標について」 2. 群馬県在勤出身会員の交流会 ・会 場：伊香保温泉「ホテル天坊」	平成 20 年 6 月 28 日
栃木委員会	「栃木県内在勤等の弁理士の相互交流を図る会」 ・会 場：宇都宮ポートホテル	平成 20 年 7 月 25 日
東京委員会	「中小・ベンチャー企業支援の新事業説明会」 ・会 場：弁理士会館	平成 20 年 9 月 10 日
茨城委員会	「茨城県内の優良中小企業訪問会」 ・訪問先：株式会社アンテックス高萩工場	平成 20 年 10 月 14 日

群馬委員会	1. 研修会「発明の本質を捉えることの重要性」 ・会 場：グランドホテル長谷川 2. 群馬県在勤・出身会員の交流会 ・会 場：高崎ワシントンホテルプラザ	平成 20 年 10 月 25 日
山梨委員会	1. 研修会「山梨県内における地域団体商標について」 2. 山梨県在勤等会員の交流会 ・会 場：ホテル談露館	平成 20 年 11 月 14 日
神奈川委員会	1. 研修会「地域知財対応セミナー」 ・会 場：クイーンズフォーラム 2. 神奈川県在勤弁理士の交流会 ・会 場：横浜ロイヤルパークホテル	平成 20 年 11 月 21 日
埼玉委員会	1. 研修会「埼玉県内における地域団体商標について」 2. 埼玉県内在勤等会員の交流会 ・会 場：マロウドイン大宮	平成 21 年 1 月 23 日
東京委員会 (企画)	s 日本公認会計士協会東京会との合同研修会 ・会 場：砂防会館	平成 21 年 2 月 12 日
東京委員会 (企画)	東京都中小企業振興公社の助成金等の説明会 ・会 場：弁理士会館	平成 21 年 2 月 18 日
茨城県委員会 (企画)	1. 茨城県内の優良中小企業訪問会 ・訪問先：コロナ電気株式会社 2. 茨城県内在勤・在住弁理士の相互交流会	平成 21 年 2 月 19 日
千葉委員会 (企画)	千葉県商工労働部産業振興課との連携による講演会 ・会場：東葛テクノプラザ (予定)	平成 21 年 3 月 3 日

東京委員会では、弁理士会館で「中小・ベンチャー企業支援の新事業説明会」を開催し(約 100 人出席)、東京都、東京都知的財産総合センター、中小企業基盤整備機構関東支部、東京商工会議所、発明協会東京支部から講師をお招きして、各団体の中小・ベンチャー等に対する助成金、融資等の説明が行なわれた。神奈川委員会では、横浜エクセルホテル東急で「神奈川県内在勤の弁理士の相互交流を図る会」を開催した(60 人出席)。昨年の群馬県での交流会に次ぐ関東支部としては 2 回目の会合である。千葉委員会では、船橋グランドホテルで「千葉県内在勤の弁理士の相互交流を図る会」を開催し(約 30 人出席)、東葛テクノプラザで「千葉県商工労働部産業振興課との連携による講演会」が予定されている。

埼玉委員会では、ラフレ埼玉で「埼玉県内在勤の弁理士の相互交流を図る会」を開催し(約 30 人出席)、マロウドイン大宮で研修会「埼玉県内における地域団体商標について」と、2 回目の交流会「埼玉県内在勤等会員の交流会」が予定されている。

茨城委員会では、つくば国際会議場で「茨城県内在勤弁理士の意見交換会」(9 人出席)、「茨城県内在勤弁理士の懇談会」(8 人出席)を開催し、「茨城県内の優良中小企業訪問会」として株式会社アンテックス高萩工場を見学した(5 人出席)。優良中小企業訪問会は、

弁理士が教えるのではなく、優良中小企業の良いところを学ぶという精神でお伺いした。

群馬委員会では、伊香保温泉ホテル天坊で第 1 回研修会「群馬県内における地域団体商標について」(25 人出席)、「群馬県在勤出身会員の交流会」(16 人出席)を開催した。また第 2 回研修会「発明の本質を捉えることの重要性」(28 人出席)、高崎ワシントンホテルプラザで 2 回目の「群馬県在勤出身会員の交流会」を開催した。

栃木委員会では、宇都宮ポートホテルで「栃木県内在勤等の弁理士の相互交流を図る会」(17 人出席)を開催した。

山梨委員会では、ベルクラシック甲府で「山梨県内在勤の弁理士の相互交流を図る会」(15 人出席)を開催し、ホテル談露館で研修会「山梨県内における地域団体商標について」(10 人出席)、2 回目の交流会「山梨県在勤等会員の交流会」(9 人出席)を開催した。

(1) 義務研修(本年度から導入された継続研修の義務研修)の開催

義務研修は、会員が在勤、在住する都県の都合のよい会場で、最も興味のある題材を自由に選択でき、また、都合のよい日を委員会毎に企画することができるというメリットがある。研修テーマは、弁理士としてスキルアップできる内容であれば何でもよいとされ、

現状では、当該県における地域団体商標等がテーマとして多く採用されている。今後は、一方的な講義ではなく、少人数でのディスカッション形式の研修も効果的であると思われる。なお、支部が主催する上記研修について義務研修の単位が認定される。

(2) 支部会員相互の交流

各都県委員会における在勤・在住弁理士同士の交流会は、会員サービスだけではなく、組織強化にも繋がる。



千葉県内在勤の弁理士の相互交流を図る会

同じ県内の弁理士同士で、顔も知らないという人が何人、何十人もいることは珍しくない。ある県の交流会にお邪魔したときに、その県の委員会委員長に、「委員長は、本日の交流会出席者のうちで、どのくらいの人を知っていますか?」と聞いたところ、「半分以下ですね」との回答が返ってきた。県委員長ですら、この程度の人脈である。特に最近弁理士試験に合格した若い会員同士の間、若い会員とキャリア豊富な会員との間での面識が少ない。この交流会を通じて人脈が増えれば何かと都合のよいことが多い筈である。

各都県委員会主催の在勤・在住弁理士同士の交流会を、今後も継続的に開催することが望ましい。

(3) 関連団体との交流による情報提供

東京委員会が主催した「中小・ベンチャー企業支援の新事業説明会」では、中小企業向けの助成金・融資、経営相談、人材育成等、中小企業が悩む問題を解決する相談窓口を紹介し、中小企業をクライアントとする会員にとっては、有益な情報を多く取得できたものと思われる。

東京委員会が本年度に企画している日本公認会計士協会東京会との合同研修会はここ何年か開催されている。この合同研修会のテーマとして挙げられている監

査における知財評価等は、弁理士と公認会計士とが協働して活躍できる対象であり、ともに研鑽することは社会的にも有用である。

単位弁護士会との協力関係も重要である。いわゆる付記弁理士は、弁護士とともに特定侵害訴訟で代理することができ、今後は、知財における紛争処理において、弁護士との協力関係がさらに緊密になる。埼玉委員会では、地元の埼玉弁護士会との間で連絡会を構築し、定期的に情報交換することになっている。

(4) 防災研修会（震災時等のリスク管理）

関東大震災クラスの地震が関東でいつ起きてもおかしくないといわれている。特許事務所において地震に対する危機管理は極めて重要なことである。地震に限らず種々のリスクに対して事前の十分な備えが肝要であり、関東支部もリスク管理についての研修会を開催し、会員の利益擁護に貢献するための検討を行なっている。

6. 関東支部の今後の課題

(1) 支部会員へのサービスの充実

支部会員へのきめ細かなサービスを実現するために、都県委員会主導で、会員の都合のよい会場で、都合のよい日程で、関心の高いテーマでというように、各都県委員会の都合に合わせて、研修を開催することが会員サービスにつながる。これが義務研修であれば、受講者が増える。義務研修としなくても、会員の要望が強い内容を都県毎に開催するようにしてもよい。よいタイミングでかつ計画的に研修会を開催することが望ましい。

東京委員会が行なった研修会「中小・ベンチャー企業支援の新事業説明会」は、多くの会員が出席し、非常に好評であった。第2弾として、助成金、融資の具体的な申請手続き等の紹介をする等、より具体的な講義内容を計画しているが、このように会員のためになる情報提供を増やすことも会員サービスの充実になる。

各県委員会で開催した交流会は、地元弁理士同士の連携を強める第一歩であり、その継続的開催があって初めて実を結ぶ。特に新規入会者に対する交流の場を提供することが重要である。昨今の会派所属率の伸び悩みからすれば、新規入会者の情報源が減少し、関東支部がそれを補うことに意味がある。

上記以外の会員サービスとして何があるのか、何が

必要であるのかについて、今後も模索が続くであろう。関東支部が行なう会員サービスは、本会では行なうことが難しいきめ細やかなサービスであるべきであり、これらが何であるかは、意見交換を通じて結果が出るものと思われる。

(2) 地域知財支援活動の見直し

①弁理士の責務と費用対効果との関係

地域知財支援活動は、弁理士、関東支部の責務であるとの考えから、また、関東支部は、本会の支援センターから、関東支部における支援活動を全面的に移管されていることから、支援活動を積極的に展開している。しかし、関東支部の予算は会員の会費に頼っているので、費用対効果の観点から、検討する必要があるとの声がある。知財支援活動を行なっても、その効果は目に見えて直ぐに出るものではなく、そもそも、知財支援活動の効果とは何か明確ではなく、支援活動における効果の把握は非常に困難である。知財支援活動の費用対効果について、今後も検討する必要がある。

②地域知財支援活動のための支援員のデータベースの構築

地域知財支援活動をするために、弁理士による支援員は欠かせないが、今後の支援要請に備えて、事前に支援員を登録し、要請されている専門分野の支援員のうちで最適な支援員を迅速に推薦する必要がある。そのためには、使い易い支援員データベースを構築することが不可欠である。

このデータベースには、既に開催された支援活動における講師のデータ（氏名、講演テーマ、得意分野、開催地等）を記録し、次回以降の支援要請に備える。データベースを構築する場合、関東支部の全会員に対して支援員に関するアンケートを行い、データをより充実させることも、近い将来、考えるべきである。既存のデータベースは相当古く、また、近年入会した会員についてのデータが含まれていないものが多い。ただ、最近、本会から各種のアンケート依頼が多く、これとの兼ね合いで、より簡潔にしかも必要な質問を洩らさずにアンケートする必要がある。

(3) 関東支部室の新設

全国9支部のうちで支部室を持っていないのは、関東支部だけである。関東支部が本会と同じ場所にあることから、関東支部の事務局は本会に間借りしている。しかし、関東支部の機能を充実させるには、独自の関東支部室を独自に持ちたいとの要望がある。本会中島

会長宛に提出した要望書には、関東支部事務局員8人分のスペースと発明相談室（2部屋）のスペースに見合うスペースの確保を要望している。なお、可能であれば、支部長室のスペースも含めることも要望している。支部長室は、対外的に必要なであるとともに、数人で行なう打合せ場所としても機能する。

(4) 関東支部の会員への認知度の向上

関東支部の存在を知らない関東支部会員が少なからずいることは事実であり、たとえその存在を知っていても、関東支部がどのような活動をしているのか、また、関東地域の企業等から、関東支部による知財支援活動が感謝されていることを知っている会員は、まだまだ少ない。

関東支部が十分に機能するためには、支部会員の理解と協力とが是非とも必要である。このためには、関東支部の存在をより多くの会員に知ってもらうことが前提である。関東支部の目的、活動を、地味であるが、継続的に訴えることが必要である。関東支部は、関東支部会員のためにある組織であり、また積極的に参画する意義と義務とがあることを訴え続けるべきである。

(5) ホームページの充実

関東支部のホームページは、支部会員へ迅速に情報提供するため、支部会員同士の意見交換するため、また、関東支部以外の方へ関東支部の情報を提供するため等の意味がある。昨年度、広報部会で検討を重ね、ようやくホームページ開設に至った。ホームページの充分な運用は、これからである。会員同士の意見交換の場として、ホームページに談話室があり、この運用をめぐって、盛んに論議が交わされた。活発な意見がより多く出るようにするためには匿名投稿が有効であるが、この匿名投稿を認めるべきか否かで議論されたが、当面は記名投稿とし、いずれ必要に応じて匿名投稿の是非を再び論議することになった。

(6) 新人教育

関東支部の意義を知ってもらう対象は、既存の会員だけではない。これから会員となる新人にも、関東支部をアピールする必要がある。この絶好の機会、昨年度までであれば、いわゆる新人研修の初日に行なわれ、本会と関東支部とが共催した新人歓迎会である。本年度からは、登録前研修（新人研修）が、弁理士登録の登録要件になったので、この登録前義務研修と絡めて実行されることになる模様である。現在検討さ

れている内容は、新人歓迎会でセレモニーが行なわれた後に、歓談の時間になるが、このときに、都県別のテーブルを設定し、その都県における最近の活動内容をテーブル毎に説明し、新人に関東支部の活動を具体的に理解してもらう案が出ている。

将来的には、東海支部で行なわれているような独自の支部オリエンテーションを実現することが望ましい。東海支部は、支部の活動内容を新人に紹介するためだけに、1日オリエンテーションを開催している。東海支部の企画は創設10年以上の実績の上に立ったものであり、関東支部は直ちに同じことはできないが、何年か後には、そのような企画を実行すべきであると考えられている。この場合には、たとえば、関東支部の各委員会委員長が、各委員会の活動を報告し、これを通じて、関東支部の存在を新人にアピールし、弁理士が社会貢献することが弁理士の責務であると伝えることであろう。

(7) 弁理士少数県へのサポート

東京都に主たる事務所、従たる事務所（支所）をもつ会員が5,037人であるのに対して、山梨県のそれは11人であり、また、会員数が100人に満たない県が関東支部内に他に3つあり、弁理士が極めて偏在している。これらの弁理士少数県へ関東支部として十分なサポートをする必要がある。たとえば、IT、バイオ、医療特許等の講演会における講師派遣、大きなイベントにおける企画実行において、関東支部としてサポートする必要がある。

(8) 将来の支部組織形態

関東支部は、約6,000人以上の会員を擁している。他の支部と比べると会員数が極端に多い。それも、東京（5,037人）、神奈川（583人）に集中し、極めて偏

在している。そこで、将来的には、近畿支部における京都地区会、兵庫地区会等の地区会を関東支部に設け、地区にある程度独自性を持たせることによって、効率的かつ活発な活動の拠点作りが必要になるであろう。また、関東支部は圧倒的に人数が多いので、いくつかの支部に分割すべきであるとの意見が出るのが考えられる。これらの点について、状況に応じて、適切な対応がいずれ必要になると思われる。

7. まとめ

関東支部は歴史も浅く、まだまだ未熟であり、関東支部会員ですら、認識が低い。しかし、東京を含めた関東は地域であり、本会では手の届かない地域密着型の地域知財活性化を十分に推進することは関東支部の使命であり、着実にかつ活継続的に進めることが大切である。これを推進することは、関東支部を設立した大きな目的の1つである。

関東支部は地域知財活性化のためだけにあるのではない。関東支部会員が日頃求めていること、悩んでいることについて、本会では手の届かない対応を、支部としてきめ細やかに対応することも関東支部の大きな目的でもある。

「関東支部を通じて、地域密着型の地域知財活性化を十分に推進する必要がある」こと、「地域密着型の地域知財活性化を十分に推進すれば、弁理士の地位が向上する」こと、「関東支部は、関東支部会員のためにある」ことを訴え続けていきたい。

会員各位の深いご理解と絶大なご協力をお願いする次第である。

以上

(原稿受領 2008. 11. 26)